

主 文

原判決を破棄する。  
被告人を懲役拾月に処する。  
原審における訴訟費用中、証人Aに支給した分を除くその余の二分の一、並びに当審における訴訟費用中、証人B、同Cに支給した分を除くその余は、これを被告人の負担とする。  
公訴事実中、横領の点につき被告人は無罪。

理 由

本件控訴の趣意は弁護人鍛治利一作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用する。

控訴趣意第一点について。

原判決がその罪となるべき事実第二として、被告人が実弟D及び自己の県税に係る滞納処分として群馬県事務吏員Cから被告の所有に係る燃糸機三台及び自己の織機三台を占有し、これを各刑法第二百五十二条第一項但書の「此の場合に於てハ封印其ノ方法ヲ以テ差押シ」と規定するのに対し一般私法上の金銭債権に係る強制執行の手段たる合理的根拠あるを認め難いところ、後者即ち民事訴訟法第五百六十六条第二項の場合につき、執行吏が目的物件に対し封印その効力を生じ、債務者以外者に対してはもとより、債務者自身に對してもその保管を託し、債務者がこれを承諾したとしても、これがためその差押が有効であるとして、封印その他の方法により差押を明白にしない限り差押は法律上無効であつて、滞納者がこれを処分するも刑法第二百五十二条第二項の横領罪を構成しないものと解するのを相当とする。然るにこれを本件について見るのに、各差押調書には、被告人が叙上の如く県税滞納金のため群馬県事務吏員Cから、被告人所有に係る叙上機械類及び畳を差し押えられ、その保管方を命ぜられた旨の記載があるけれども、右徴税吏員Cが被告人に右物件の保管方を命ずるに当り、封印その他の標識を施し、差押を明白ならしめた事實は、右各差押調書の記載その他原判決挙示の証拠はもとより一件記録及び当審における事実取調の結果に徴するも、これを確認するに足りないので、右差押の効力はこれを認めるに由がないものと言わねばならない。果して然らば、被告人が徴税吏員から保管を命ぜられた差押物件を、擅に売却して横領したとする本件公訴事實は結局その証明なきに帰し、被告人に対しては、無罪の言渡を為すべきであるに拘らず、原審が被告人の所為を刑法第二百五十二条第二項の横領罪に問擬したのは、同条項の解釈適用を誤つたか、又は事實を誤認した違法があるものであつて、この瑕疵は判決に影響を及ぼすことが明らかである。論旨は理由があり、原判決は破棄免れない。

(その他の判決理由は省略する。)  
(裁判長判事 三宅富士郎 判事 河原徳治 判事 遠藤吉彦)

